



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

145	令和3年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	2
146	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課).....	4
147	生活保護法による指定施術機関の辞退	(").....	5
148	生活保護法による施術機関の指定	(").....	5
149	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	5
150	"	(").....	6
151	"	(").....	6
152	生活保護法による指定施術機関の変更	(").....	6
153	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	7
154	指定自立支援医療機関の指定	(").....	7
155	救急病院の認定	(医務課).....	7
156	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	7
157	保安林の指定	(森林整備課).....	11
158	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	11
159	"	(").....	11
160	"	(").....	12
161	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	12
162	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	13
163	"	(").....	13
164	道路の区域変更	(道路保全課).....	13
165	"	(").....	14
166	道路の供用開始	(").....	14
167	道路の区域変更	(").....	14
168	道路の供用開始	(").....	15
169	"	(").....	15
170	"	(").....	15
171	道路の区域変更	(").....	16
172	道路の供用開始	(").....	16
173	道路の区域変更	(").....	16
174	道路の供用開始	(").....	17
175	道路の位置の指定	(都市政策課).....	17

○ 公告

入札公告	(情報政策課).....	17
------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第145号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和3年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和3年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ス）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（カ）又は（ス）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ITストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

(コ) システムアナリスト

(サ) アプリケーションエンジニア

(シ) システム監査技術者

(ス) システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（5）に掲げる資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和4年2月14日（月）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年2月17日（木）午前9時から同月28日

（月）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年2月17日（木）から同年3月7日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和4年3月7日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和4年3月14日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
那柔 18-1	田村公伸	田村整骨院（柔道整復） 紀の川市粉河1522-10	平成 12. 3. 26
田柔新 4-28	永濱寛	なかず整骨院（柔道整復） 田辺市下方呂482-10	平成 31. 2. 28
橋は新 11-30	瀬田圭佑	紀の川市西三谷101（はり・きゅう）	令和 元. 7. 1

橋柔新 5-30	瀬田圭佑	紀の川市西三谷101（柔道整復）	令和 元. 7. 1
海南柔 44-26	下津公大	下津整骨院（柔道整復） 海南市日方227	令和 2. 2. 29
日は新 4-02	宮川和之	日高郡美浜町吉原1070-1 パインウッドヴィレッジ6号棟102号室 （はり・きゅう）	令和 3. 5. 5

和歌山県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	氏 名	住所又は名称及び所在地	辞 退 年月日
新柔 3-5	岡前康範	岡前接骨院（柔道整復） 新宮市下田2-4-10	令和 元. 6. 12
新柔 12-24	新谷浩一	しんたに整骨院（柔道整復） 新宮市浮島2-30	令和 元. 7. 24

和歌山県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
紀柔新 7-31	田村公伸	田村整骨院（柔道整復） 紀の川市粉河1535-4	平成 12. 3. 27
伊柔新 20-31	中本智大	和なごみ整骨院（柔道整復） 伊都郡かつらぎ町佐野1018-1	令和 元. 10. 8
橋柔新 8-31	大浦角文	こうや整骨院（柔道整復） 橋本市岸上205-9	令和 元. 12. 2
海南柔新 4-31	下津公大	下津整骨院（柔道整復） 海南市日方207-2	令和 2. 3. 1
日は新 6-03	阪本琢	御坊市湯川町丸山38-8（はり・きゅう）	令和 3. 5. 6

和歌山県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規

定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	変更事項（所在地）		変 更 年 月 日
		旧	新	
伊葉新 16-29	ごんべえドリ薬局かつらぎ店	伊都郡かつらぎ町笠田東97-1	伊都郡かつらぎ町笠田東97-2	平成 29. 12. 1
海南医新 16-26	吉川内科循環器科	海南市幡川187-1	海南市幡川185-1	令和 元. 10. 1

和歌山県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	変更事項（主たる事務所の所在地）		指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	変 更 年 月 日
		旧	新			
紀訪新 2-26	社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	訪問看護ステーション麒麟	紀の川市粉河951-1	平成 31. 4. 1

和歌山県告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	変更事項（指定事業所の所在地）		変 更 年 月 日
				旧	新	
紀訪新 5-26	株式会社Link	紀の川市畑野上316-3	訪問看護ステーションりんく	紀の川市打田1096-1 108号	紀の川市畑野上333-1	令和 元. 8. 1

和歌山県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
		旧	新		

那柔 25-7	菊澤健司	きくざわ接骨院	きくざわ鍼灸接骨院	紀の川市古和田236-1	平成 23.1.1
------------	------	---------	-----------	--------------	--------------

和歌山県告示第153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃止 年月日
3011000 670	らぼるて	橋本市岸上367-6	自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人箭 翹会	橋本市市脇1丁目66 番1号	令和 4.1.31
3011000 712	おひさま	橋本市高野口町名 古曾681-1	生活介護	特定非営利活動 法人いぶき福祉 会	伊都郡九度山町九 度山1547-1	令和 4.2.5

和歌山県告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指定 年月日
株式会社コネク トケア	橋本市高野口町向島98-27	訪問看護	訪問看護ステーション結（ ゆい）	令和 4.2.1
調剤薬局ツルハド ラッグ粉河店	紀の川市粉河941番地1	—	吉村千寿	令和 4.2.1

和歌山県告示第155号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 名手病院
- 2 所在地 紀の川市名手市場294-1
- 3 有効期限 令和7年2月13日

和歌山県告示第156号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 知事監視製品
 - (1) 次の写真に示すとおり、「愛狂（LIMITED50%）」と表示のある製品であって、その内容物が液体の

もの。

- (2) 次の写真に示すとおり、「GEISHA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「恍惚アッパー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「剛獣マグマ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「Miracle Bomb」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「ウケ極」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「ANGEL SEX HYPER POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「ゴメオ/バイオ(タイプ3)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真を付して、「とろとろ3」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「極感MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「トランス暴乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「媚トロトロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「姦魔ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「MAX upper II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「lovers NIGHT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真を付して、「NIGHT OUT」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「けつまん野獣」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「鬼ギメ(極)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「媚脳トロトロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真を付して、「A・フィストV2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真を付して、「Ecstasy Love Drop」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「剛姦」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真を付して、「CRAZY STUPID LOVE」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (24) 次の写真を付して、「SEX SHOT (super herb)」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (25) 次の写真を付して、「King Maximum X2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真を付して、「淫トロマン」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「Drop Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「潮吹きMAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「極マゾ(eros)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「CRAZY SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真を付して、「Dorothy」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真を付して、「Smart Roll」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (33) 次の写真を付して、「18NG」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (34) 次の写真を付して、「キャラクター柄 Sタイプ」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (35) 次の写真を付して、「Amazing kiss」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。

- (36) 次の写真に示すとおり、「Flo Night」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真を付して、「COLD BREEZ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「SP EMPEROR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (39) 次の写真を付して、「THE Original 888」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真を付して、「BOLT KICK ALPHA」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「Dick Chups」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (42) 次の写真を付して、「Grand tribe HAZE OVER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真を付して、「VIM QUEEN」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真を付して、「THE Diamond Illusion」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真を付して、「XXX %」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真を付して、「CRAZY SPRITZER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真を付して、「Heavy Death Orgasm」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「LOVE TIME KIT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「HOTLY NIGHT 2021 XMAS DROP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真を付して、「TRICK BOARDING Party」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (51) 次の写真を付して、「CLASSICAL GREEN RAP HAZE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (52) 次の写真を付して、「GHOST Toxic」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (53) 次の写真を付して、「JERK MAN 100℃」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真を付して、「JERK MAN -240℃」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真を付して、「DJ KINGHAZE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (56) 次の写真を付して、「HYPER Cross Filter X」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (57) 次の写真を付して、「FLASH OVER DEAD LINE」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (58) 次の写真を付して、「Imperial Monster meteoX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真を付して、「HALLOWEEN JUNKIES」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (60) 次の写真を付して、「TANK THE IMPACT」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (61) 次の写真を付して、「i coon」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (62) 次の写真を付して、「HYPER NEO TxG」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

もの。

(63) 次の写真を付して、「Melty Sexist Time」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(64) 次の写真を付して、「MASTER DRUNKER ULTIMATE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(65) 次の写真に示すとおり、「Glamorous Vaginight」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(66) 次の写真を付して、「OLD El Paso」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(67) 次の写真を付して、「Virgin extract shot」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(68) 次の写真を付して、「BRAVE Impact」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(69) 次の写真を付して、「IBIZA rave 4th」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(70) 次の写真を付して、「Dr.Effector」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(71) 次の写真を付して、「Sex Doll Infinity Orgasm」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。

(72) 次の写真を付して、「Street King」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(73) 次の写真を付して、「Free lover」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(74) 次の写真を付して、「ICE PAIN Z」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

(75) 次の写真を付して、「gambler」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(76) 次の写真を付して、「Juicy」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(77) 次の写真を付して、「OPTIMA FORTISSIMO」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(78) 次の写真に示すとおり、「Galactic Night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(79) 次の写真に示すとおり、「Mood Maker horny kiss」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(80) 次の写真に示すとおり、「INFINITAS ORIGINAL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(81) 次の写真を付して、「Spiral Sonic EXP」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

(82) 次の写真を付して、「44 BULL」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

(83) 次の写真を付して、「R-4 KERBEROS」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(84) 次の写真を付して、「OVER ZONE EXTREME」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(85) 次の写真を付して、「SUPER ORGASM XtC」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(86) 次の写真を付して、「Crescendo Love」の名称で販売される製品であって、その内容物がゲル状のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反

して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和4年2月14日

和歌山県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字岡垣内417の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第158号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第159号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第160号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第161号

令和4年和歌山県告示第25号（以下「告示第25号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

増田晋

佐野義機

中章

大谷宗吉

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第25号のとおり

和歌山県告示第162号

令和3年農林水産省告示第2142号（以下「告示第2142号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
上中章嘉
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第2142号のとおり

和歌山県告示第163号

令和4年農林水産省告示第35号（以下「告示第35号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
榎本卓郎
東茂平
松本保
榎本計一郎
湯川公市
松本公之
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第35号のとおり

和歌山県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町毛原下字山戸65番4地先から同町小西字大西462番8地先まで	旧	6.43 ） 100.94	798.65	

同上	新	9.83 ） 136.81	802.75	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町鶴川字峠谷213番1地先から同町鶴川字柳谷362番1地先まで	旧	6.68 ） 9.38	275.00	
同上	新	7.52 ） 12.22	275.00	

和歌山県告示第166号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町鶴川字峠谷213番1地先から同町鶴川字柳谷362番1地先まで

供用開始の期日 令和4年2月14日

和歌山県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市上谷字日影747番1地先から同市上谷字日影171番1地先まで	旧	4.50 ） 34.19	929.07	
同上	新	10.21 ） 42.52	898.50	

和歌山県告示第168号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市下鞆淵字大西490番1地先から同市下鞆淵字大西489番1地先まで

供用開始の期日 令和4年2月14日

和歌山県告示第169号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 美里龍神線

供用開始の区間 海草郡紀美野町箕六字谷西434番1地先から同町箕六字谷西434番1地先まで

供用開始の期日 令和4年2月14日

和歌山県告示第170号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 泉佐野打田線

供用開始の区間 紀の川市東大井字正覚153番1地先から同市久留壁字八反田229番1地先まで

供用開始の期日 令和4年2月14日

和歌山県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字正津井129番1地先から同町大字原谷字正津井95番3地先まで	旧	5.10 } 6.50	306.00	
同上	新	9.80 } 26.00	307.50	

和歌山県告示第172号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 井関御坊線
- 供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字正津井129番1地先から同町大字原谷字正津井95番3地先まで
- 供用開始の期日 令和4年2月14日

和歌山県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市新庄町字土手内373番3地先から同市新庄町字土手内376番1地先まで	旧	9.30 } 17.60	78.80	

同上	新	11.80 } 11.90	78.80	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第174号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 温川田辺線

供用開始の区間 田辺市新庄町字土手内373番3地先から同市新庄町字土手内376番1地先まで

供用開始の期日 令和4年2月14日

和歌山県告示第175号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3577	日高郡みなべ町南道字乱レ橋268番1の一部	日高郡みなべ町南道352番地 坂本登	令和 4. 1. 31	6.00	79.53

公 告

入 札 公 告

令和3年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年2月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度

(2) 業務の名称

令和3年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借

(3) 業務の内容

入札説明書による。

- (4) 業務担当部局
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (5) 業務の期間
契約締結日から令和9年9月30日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
令和4年和歌山県告示第145号に規定する令和3年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系プラットフォーム構築・運用保守委託及び機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
 - (2) 期間
令和4年2月14日（月）から同年3月16日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
 - ア 入札説明書
3の（2）に同じ。
 - イ 仕様書
令和4年2月14日（月）から同月28日（月）まで
 - (3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和4年2月17日（木）午前9時から同月28日（月）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
 - イ 入札日時
令和4年3月17日（木）午後4時
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和4年3月17日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Development and maintenance of the platform for the Social Security and Tax Number operation and the LGWAN connection, and equipment lease in the fiscal year 2021

(2) Time limit for tender :

4:00 p.m. 17 March 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 17 March 2022)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp